

○東京藝術大学特別教授の委嘱に関する規則

〔平成17年4月7日〕
制 定

改正 平成22年5月21日 平成25年10月24日
平成27年3月26日

(目的)

第1条 この規則は、本学において教育研究等の活性化に資するため、企業又は団体等（以下「企業等」という。）に所属して活動している者等に、東京藝術大学特別教授として教育研究指導等業務を委嘱する場合の手續及びその他必要な事項について定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において特別教授とは、企業等に所属して活動している者等で、本学の職員として採用できない場合又は非常勤講師として業務を委嘱できない場合に、本学の職員身分を有しないで教育研究指導等業務を委嘱される者に与える称号をいう。

(特別教授の委嘱基準)

第3条 本学において、特別教授の称号を付与し、教育研究指導等業務を委嘱すること（以下「特別教授の委嘱」という。）ができる場合は、本学の教育研究に資するため必要不可欠な人材であり、かつ次の各号の一に該当する場合とする。

- (1) 博士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有する者で教育研究上の指導能力があると認められる者
- (2) 研究上の業績が前号の者に準じ、かつ、教育研究上の指導能力があると認められる者
- (3) 芸術の分野においてすぐれた業績をあげ、教育研究上の指導能力があると認められる者
- (4) 大学において教育の経歴があり、教育研究上の業績があると認められる者

(手續)

第4条 特別教授の委嘱は、当該教授会（大学美術館にあつては、美術学部教授会、言語・音声トレーニングセンター及び演奏芸術センターにあつては、音楽学部教授会、社会連携センターにあつては、社会連携センター運営委員会とする。）の意見を参考として、学長が行う。

(雑則)

第5条 この規則に定めるもののほか、特別教授の委嘱について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成17年4月7日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成22年5月21日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年10月24日から施行し、平成25年7月18日から適用する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。